

## ◎北海道におけるゴマフアザラシ対策について

区分	北海道アザラシ管理計画	事業実施計画	北海道アザラシ管理検討会	道 事 業		
	【策定の目的】 ・アザラシ類による漁業被害の軽減 ・人とアザラシ類との共存	前年度のモニタリング結果等に基づきアザラシ管理検討会で検討の上、毎年度策定(H29～)	アザラシ類の現状や対策の実施について、学識経験者等を参集し、専門的かつ科学的な評価、検討を行い施策に反映	本庁環境生活部	留萌振興局	宗谷総合振興局
H27年度	第1期計画 【期間：27.4.1～H29.3.31】	—	1回実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個体数調査（冬期・夏期）</li> <li>・周年定着個体の捕獲、追い払い、上陸阻止を実施</li> <li>・捕獲追い払い実施前後にドローンで沿岸部を撮影分析</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱わなによる捕獲手法の検討</li> <li>・轟音玉による追い払いの検討</li> <li>・刺し網による捕獲体制等の構築ほか</li> </ul>
H28年度		—	2回実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲や追い払いを効率的に行うため、逃避行動や再上陸行動、追い払い後の時間的効果等を検証</li> </ul>	
H29年度	第2期計画 【期間：H29.4.1～H34.3.31】	平成29年度事業実施計画	1回実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事業の現地報告会を開催 ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空気銃による追い払いや刺し網による捕獲体制等の検討ほか</li> </ul>	—
H30年度		平成30年度事業実施計画	1回実施予定		—	

※H24年度からゴマフアザラシの生息状況、行動圏、食性など生態に関する調査を開始した。

※H27.1.19付けでアザラシ捕獲許可の要件を緩和し、トド採捕従事者が狩猟免許を有していなくても鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可の対象とした。

※H28.4から留萌、宗谷管内において捕獲期間や捕獲数量の許可基準を緩和。（捕獲期間3月以内、捕獲数量1人当たり20頭以内）

## 【参考】北海道アザラシ管理計画（第2期） 抜粋

## 10. 実施体制に関する事項

## 10.1. 北海道アザラシ管理検討会

本計画を科学的及び専門的知見に基づき推進するため、学識経験者等からなる「北海道アザラシ管理検討会」を毎年度開催し、前年度の取組やモニタリングの結果などから計画の評価・検証を行う。

## 10.2. 事業実施計画

順応的管理の考え方にに基づき本計画を適切に実施するため、周年定着個体数の削減目標等を定めた事業実施計画（以下、実施計画という。）を毎年度策定することとし、北海道アザラシ管理検討会において検証した前年度の実施結果を、次年度の実施計画に反映する。